

健第1010号

平成29年1月19日

富山県医師会長
各郡市医師会長 } 殿

富山県厚生部健康課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務について

平素より、本県の感染症対策の推進に格別のご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

先般実施された厚生労働省公衆衛生関係行政事務指導監査において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)関係事務の実施状況について、別添写しのとおり改善に努めるよう指導がありました。

つきましては、下記の事項についてご了知いただくとともに、適切に実施されるよう、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願ひいたします。

記

法第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づき医師及び病院開設者が行う届出については、法第17条の規定による健康診断(接触者健診)や法第18条の規定による就業制限、法第19条の規定による入院、法第37条第1項及び法第37条の2第1項の規定による医療費の公費負担、法第53条の12第1項の規定による結核登録票への登録等を行う前提となるものです。

このため、届出の遅延は結核対策上大きな支障をきたすことになりますので、法に基づく届出期限の遵守をお願いします。

①法第12条第1項に基づく医師の届出

結核患者を診断した医師は、直ちに最寄りの厚生センター又は保健所に届け出ること。

②法第53条の11第1項に基づく病院管理者の届出

病院の管理者は、結核患者が入院または退院したときは、7日以内に最寄りの厚生センター又は保健所に届け出ること。



事務担当 感染症・疾病対策班 竹田
電話番号 076-444-4513